

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 6 月 26 日

学校法人 大阪産業大学

理事会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 口 悦 子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人大阪産業大学の平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

追加情報に記載されているとおり、学校法人大阪産業大学は、大阪桐蔭中学校高等学校において、模擬試験料等に関して簿外資金が存在する疑いがあったため、外部有識者による第三者委員会を設置して調査を行い、平成 27 年 3 月 17 日に調査報告書を受領した。これに関して学校法人は、平成 26 年度において可能な限り過年度も含めた簿外資金を特定し、過年度における支出額及び生徒保護者へ返還すべき額の算定を行い、平成 26 年度末現在において生徒保護者へ返還すべきと判断した額 282,499,252 円を貸借対照表上、預り金として計上し、簿外資金として特定した現金預金を差し引いた額 117,759,331 円を過年度における支出額と認識し、資金収支計算書及び消費収支計算書上、管理経費の過年度修正額として計上している。

なお、簿外資金に係る取引は、過年度において長期間にわたり行われていたことから、平成 26 年度の計算書類の作成までに学校法人が実施した法人内調査において判明していない事項が今後発見された場合、平成 27 年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性がある。

当監査法人は、学校法人による簿外資金に係る取引の調査が完了していないことから、当該取引が適切に平成 26 年度の計算書類に反映されているかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人大阪産業大学の平成 27 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上